

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成25年度の保険料等について～

■6月に平成25年度の保険料を個別にお知らせします

≪保険料の計算方法≫

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円)× 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--------------------------------

○年間の保険料限度額は55万円です。

○所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

○年度の途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

**保険料のお支払いは、
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方は、町民課生活環境グループにお問い合わせください。**

※ 保険料のお支払いが困難な場合は町民課生活環境グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示してください。
「希望カード」が必要な方は、町民課生活環境グループまでお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

町民課生活環境グループ

電話 5-1115(内線154)

告知端末機 5-8815